

特命登録取扱い一覧表

防音工事の申請をしようとする者が特にその業者を希望している場合、その登録については下表のとおり取扱う。

業者登録をしようとする者が有する要件（第3条第1項）	設計監理業務	建築・設備 施工業務
1号、2号、3号全てを有する	○	○
1号、2号のみを有する	×	×
1号、3号のみを有する	△	△
2号、3号のみを有する	×	△
1号のみを有する	×	×
2号のみを有する	×	×
3号のみを有する	×	×
いずれも有していない	×	×

○：登録することができる。

×：登録することができない。

△：当該業者が1号要件又は2号要件のいずれか一つを有していないことについて、防音工事の申請をしようとする者の了解が得られ（申請者が当該業者を契約対象希望としている旨を示す書面を徴する）、かつ当該業者が現にその業を営み、要綱第2条第1項中に定める業務に類する業務の実績を有する場合（実績を示す書面を徴する）は登録することができる。

<注意>

同一業者が、「設計監理」、「建築施工」、「設備施工」を重複した登録は不可。